

桑名市上下水道事業告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同法同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地
株式会社電算システム
代表取締役 高橋 譲太
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料に係る公金の収納の事務
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和8年2月27日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 5 公金事務の委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで